

Ⅲ その他

廃止措置段階にある発電用原子炉施設の取扱い

廃止措置段階にある発電用原子炉施設については、廃止措置の進捗状況により発電用原子炉施設の状態が変化することを踏まえ、以下の規定を適用することとする。

- ① 「運転終了から全ての燃料体（使用済燃料を含む。以下同じ。）をサイト廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設外に搬出するまで」

すでに発電用原子炉の運転を停止し、今後再び発電用原子炉を運転することがないことから、発電用原子炉の運転に関連する規定は適用されないため、第1号、第3号～第12号及び第14号を適用することとする。

なお、第3号～第5号の適用に当たっては、その時点での発電用原子炉施設の安全に係る事象のみが報告対象となる。

（参考）第3号における技術基準規則等の適合性に関しては、廃止措置の進捗状況に応じて安全確保が必要となる機器等のみが対象となる。

- ② 「全ての燃料体使用済燃料がサイト廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設外に搬出されているとき」

すでに燃料体核燃料物質はサイトが廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設内に存在せず、また使用済燃料の冷却等も必要なくなることから、原則、第6号～第12号及び第14号を適用することとし、他の規定については実態に応じ、安全確保の観点から関係する規定を適用することとする。

Ⅲ その他

廃止措置段階にある試験研究用等原子炉施設の取扱い

廃止措置段階にある試験研究用等原子炉施設については、廃止措置の進捗状況により試験研究用等原子炉の状態が変化することを踏まえ、以下の規定を適用することとする。

- ① 「運転終了から全ての燃料体（使用済燃料を含む。以下同じ。）を廃止措置に係る試験研究用等原子炉施設の貯蔵施設外に搬出するまで」

既に試験研究用等原子炉の運転を停止し、今後再び試験研究用等原子炉を運転することがないことから、試験研究用等原子炉の運転に関連する規定は適用されないため、第1号、第3号～第12号を適用することとする。

なお、第3号及び第4号の適用に当たっては、その時点での試験研究用等原子炉施設の安全に係る事象のみが報告対象となる。

- ② 「全ての燃料体使用済燃料が廃止措置に係る試験研究用等原子炉施設の貯蔵施設外に搬出されているとき」

既に燃料体使用済燃料が廃止措置に係る試験研究用等原子炉施設の貯蔵施設内に存在せず、また使用済燃料の冷却等も必要なくなることから、原則、第5号～第12号を適用することとし、他の規定については実態に応じ、安全確保の観点から関係する規定を適用することとする。